三・三五ミリ秒	一・六五ミリ秒
三・二五ミリ秒	一・七五ミリ秒
三・一五ミリ秒	一・八五ミリ秒
三・〇五ミリ秒	一・九五ミリ秒
二・九五ミリ秒	二・〇五ミリ秒
二・八五ミリ秒	二・一五ミリ秒
二・七五ミリ秒	二・二五ミリ秒
二・五ミリ秒	二・五ミリ秒
一・九五ミリ秒	三・〇五ミリ秒

注1　基地局の無線設備の送信バースト長の許容値は（一）九〇マイクロ秒以上一〇マイクロ秒以下の値、陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備の送信バースト長の許容値は（一）一三〇マイクロ秒以上一〇マイクロ秒以下の値であること。

2　二、五七五MHzを超え二、五九五MHz以下の周波数の電波を使用する場合の送信バースト長は、二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下又は二、五九五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を使用する基地局及び陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備の送信バースト長と同一のものを使用することとする。

3　陸上移動中継局又は陸上移動局（中継を行うものに限る。）の送信装置は、陸上移動局（中継を行うものを除く。）から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合にあっては陸上移動局（中継を行うものを除く。）の規定を、基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合にあっては基地局の規定を、それぞれ適用する。

2　隣接チャネル漏えい電力は、次のとおりであること。

㈠　基地局の送信装置

(1)　チャネル間隔が五MHzのもの

搬送波の周波数から（±）五MHz離れた周波数を中心とする（±）二・四MHzの帯域内に輻射される平均電力が、七デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。平均電力の値について、以下同じ。）以下

(2)　チャネル間隔が一〇MHzのもの

搬送波の周波数から（±）一〇MHz離れた周波数を中心とする（±）四・七五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、三デシベル以下

(3)　チャネル間隔が二〇MHzのもの

搬送波の周波数から（±）二〇MHz離れた周波数を中心とする（±）九・七五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、六デシベル以下

㈡　陸上移動局の送信装置（中継を行うものを除く。）

(1)　チャネル間隔が五MHzのもの

搬送波の周波数から（±）五MHz離れた周波数を中心とする（±）二・四MHzの帯域内に輻射される平均電力が、（一）一デシベル（二、五四五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を送信するものにあっては、五デシベル）以下

(2)　チャネル間隔が一〇MHzのもの

搬送波の周波数から（±）一〇MHz離れた周波数を中心とする（±）四・七五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、（一）三デシベル（二、五四五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を送信するものにあっては、三デシベル）以下

(3)　チャネル間隔が二〇MHzのもの

搬送波の周波数から（±）二〇MHz離れた周波数を中心とする（±）九・七五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、（一）三デシベル以下

㈢　陸上移動局の送信装置（中継を行うものに限る。）

(1)　チャネル間隔が五MHzのもの

搬送波の周波数から（±）五MHz離れた周波数を中心とする（±）二・四MHzの帯域内に輻射される平均電力が、（一）一デシベル（二、五四五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を送信するものにあっては、〇デシベル）以下

(2)　チャネル間隔が一〇MHzのもの

搬送波の周波数から（±）一〇MHz離れた周波数を中心とする（±）四・七五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、（一）三デシベル（二、五四五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を送信するものにあっては、二デシベル）以下

(3)　チャネル間隔が二〇MHzのもの

搬送波の周波数から（±）二〇MHz離れた周波数を中心とする（±）九・七五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、（一）三デシベル以下

㈣　陸上移動中継局の送信装置

陸上移動局（中継を行うものを除く。）から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合にあっては㈢の規定を、基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合にあっては㈠の規定を、それぞれ適用する。